



## 寺部法律事務所ニュースレター

2013 年を迎えることを機に、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとしてお送りさせていただくことに致しました。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。



### 10周年記念

おかげさまで、寺部法律事務所は、平成15年10月に開業し、10年が経過しました。

寺部法律事務所では、離婚、相続、交通事故、中小企業の法務、多重債務を主に扱っています。

離婚については、調停手続の代理、離婚訴訟の代理、協議離婚についての公正証書作成の際の立ち会いなどの業務を行っています。離婚調停手続は、裁判所で話し合いをする手続ですが、弁護士を代理人に選任すると調停手続に弁護士が同席することができます。

相続については、遺産分割調停、審判の代理、遺留分減殺請求の調停、訴訟の代理などを扱っています。遺産分割の協議がまとまらないとき、遺産分割の手続をするためには、遺産分割の調停の申立てをすることになります。また、遺留分を侵害する遺言に対しては、遺留分を侵害された相続人は、遺留分減殺請求をすることができます。

交通事故については、損害賠償請求交渉の代理、損害賠償請求訴訟の代理などを扱っています。交通事故の被害者の方が、弁護士を代理人に選任し、弁護士が保険会社と交渉することで、賠償額が上がる場合があります。

中小企業の法務については、売掛金の回収等を扱っています。

多重債務については、過払い金返還請求、消費者の自己破産、会社整理などを扱っています。

先日、事務所の事務員さんが、サプライズで10周年のお祝いのプリザーブドフラワーをプレゼントしてくれました。

今後も、多くの方にとってお役に立てるようにがんばるとともに、事務員さんにとっても、働きやすい職場を作りたいと思います。

お問合せ **寺部法律事務所** 弁護士 寺部 光敏

電話番号 0532-52-0991 FAX 0532-52-0992 <http://www.terabe-law.com/>

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3丁目101-2 リバーサイドビル3階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談